

商工会かわら版

NO 43 号 平成31年 3 月

●美郷町商工会 TEL:75-0805・FAX:75-1326
大和支所 TEL:82-2132・FAX:82-2953
商工会のホームページ <http://misato.shoko-shimane.or.jp/>

★小規模企業持続化補助金について



平成31年度も「小規模企業持続化補助金」の公募が行われる予定でございます。

この補助金は小規模企業の持続的発達を促すための施策です。(補助率等は以下の通り)

- 補助率 補助対象経費の3分の2以内
- 補助上限 50万円(事業計画書 必須)

新たなサービスの為の設備投資、HPの開設等新規取組をお考えの方は、是非商工会までご連絡ください。(☎0855-75-0805)

なお、公募・採択時期の詳細が決定いたしましたら追って皆様にご案内をいたします。

★美郷町商工業等支援事業補助金について

来年度も美郷町の商工振興と地域経済の活性化を目的とした「美郷町商工業等支援事業補助金」が公募される予定です。

新規取組をお考えの方は、是非商工会までご連絡ください。(☎0855-75-0805)

- *補助率は補助対象経費の1/2です。
- *補助金の上限は100万円です。
- *汎用性のある資産の取得は対象外です。
- *対象業種：製造業・卸売業・小売業
飲食業・旅館サービス業など

★美郷町雇用促進奨励助成金

(美郷町民を雇用すると30万円
の助成がされます)



地元事業所において正規雇用従業員として町民を雇用又は、町外から通勤している正規雇用従業員が美郷町へ転入した場合、雇用交付対象事業所の事業主へ助成。

- 助成金額 ⇒1人30万円(新卒者は50万円)
 - 助成上限額⇒150万円(1事業所)
 - 対象雇用者⇒町民を雇用又は美郷町に転入した正規雇用者
 - 申請期間 ⇒雇用した日から6ヶ月以内(期限厳守)
- 詳しくは美郷町HP又は定住推進課まで・・・

★雇用保険に加入していない

65歳以上の従業員について

●65歳以上の従業員も雇用保険の加入対象となりました。(平成29年1月1日以降)

- ①新たに65歳以上の労働者を雇用した場合
- ②65歳以上の労働者を雇用しており、1月1日以降も雇用している場合(雇用保険未加入者)

*上記に該当する労働者は「雇用保険資格取得届」をハローワークへ提出して下さい。

(商工会が行う労働保険事務組合に加入事業所については商工会で手続きいたします。)

●保険料の徴収は平成31年度までは免除ですが、それ以降は変更になる可能性があります。

詳しくは商工会までご連絡下さい。

★平成30年度消費税納付期限のお知らせ

●消費税及び地方消費税(個人事業者)

納付期限 4/1(月)

振替納税の方は 4/24(水)